

(3) 有害物質の規制

有害物質の排出基準は、表 7 及び表 8 のとおり有害物質の種類（6 種類）及びばい煙発生施設の種類ごとに（窒素酸化物についてはさらに施設の規模ごとに）、排出ガス 1 Nm³ 当たりの有害物質の量（濃度）で定められている。また、ばいじんの排出基準と同様に全国一律の排出基準として設定されたものであり、都道府県は、法第 4 条により条例により厳しい排出基準（上のせ基準）を設定できるが、本県においては、特に上のせ基準は定めていない。

表 8 有害物質（窒素酸化物を除く。）に係る排出基準一覧

（大気汚染防止法施行規則別表第 3）

番号	有害物質名	令別表第 1 の 番号	施設名	基準量
1	カドミウム 及びその化 合物	⑭	銅、鉛、亜鉛の精製の焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	1.0 mg/Nm ³
		⑮	カドミウム顔料、炭酸カドミウム製造用の乾燥施設	
		⑨のうち	ガラス、ガラス製品の製造用の焼成炉及び熔融炉（原料として硫化カドミウム、炭酸カドミウムを使用するもの）	
2	塩素	⑯	塩素化エチレン製造用の塩素急速冷却施設	30 mg/ Nm ³
		⑰	塩化第二鉄製造用の溶解炉	
		⑱	活性炭製造用の反応炉	
		⑲	化学製品製造用の塩素反応施設、吸収施設等	
3	塩化水素	⑯～⑲	同上	80 mg/ Nm ³
		⑬	廃棄物焼却炉	700 mg/ Nm ³
4	弗素、弗化水 素及び弗化 珪素	⑳	アルミニウム製錬用の電解炉（排出口から出るもの）	3.0 mg/ Nm ³
			アルミニウム製錬用の電解炉（天井から出るもの）	1.0 mg/ Nm ³
		⑨のうち	ガラス、ガラス製品の製造用の焼成炉及び熔融炉（原料としてホタル石、珪弗化ナトリウムを使用するもの）	10 mg/ Nm ³

		㉑のうち	磷酸製造用の反応施設、濃縮施設及び溶解炉	10 mg/ Nm ³
		㉒	弗酸製造用の凝縮施設 吸収施設 蒸留施設（密閉式を除く。）	10 mg/ Nm ³
		㉓	トリポリ磷酸ナトリウム製造用の反応施設 乾燥炉 焼成炉	10 mg/ Nm ³
		㉑のうち	(重) 過磷酸石灰製造用の反応施設 磷酸肥料等製造用の焼成炉及び平炉	15 mg/ Nm ³ 20 mg/ Nm ³
5	鉛及びその化合物	㉑のうち	銅、鉛、亜鉛の精錬用の焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉 銅、鉛、亜鉛の精錬用の焼結炉及び溶鋳炉	10 mg/ Nm ³ 30 mg/ Nm ³
		㉔㉕㉖	鉛の第二次精錬、鉛の管・板等、鉛蓄電池、鉛顔料の製造用の溶解炉	10 mg/ Nm ³
		㉑のうち	ガラス、ガラス製品の製造用の焼成炉及び溶融炉（原料として酸化鉛を使用するもの）	20 mg/ Nm ³

備考 1 この表の第5欄に掲げる有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

2 この表の3の項の第5欄に掲げる塩化水素の量（令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21-0s} \cdot Cs$$

この式において、C、0s及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 塩化水素の量（単位 mg/Nm³）

0s 排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）

Cs 規格K 1017に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1m³中の量に換算したもの（単位 mg）

3 有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。